

## 2. 主要事項に関する検討状況等

### (2) 新たなサービス体系の確立



## (2) 新たなサービス体系の確立

### ア 「地域密着型サービス」の創設

「地域密着型サービス」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「介護保険制度において、①従来の全国的に共通する「一般的なサービス」と並んで、②サービス利用が主として市町村の圏域内にとどまるような「地域密着型サービス」を新たに制度化していくことが考えられる」とされている。この報告も踏まえ、今後、順次具体的な内容、手続等をお示ししていく予定であるが、現時点における基本的な考え方の整理をお示ししたい。（今後、検討を進めていく上で変更もあり得ることを御了知いただきたい。）

#### ① 地域密着型サービスの基本的仕組み

○ 地域密着型サービスとは、要介護者等の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスである。

1) 保険者たる市町村がサービス事業者の指定権限を有する（その事業者のサービスを当該保険者の被保険者が利用する場合、給付対象となる。）

2) 市町村は、介護保険事業計画において、生活圏域ごと及び市町村ごとに、各地域密着型サービスのうち、小規模入所系サービス及び小規模居住系サービスの「必要利用者定員総数」を設定し、それを超えた場合には、指定をしないことができる

3) 市町村は、一定の範囲内で指定基準及び報酬の変更を行うこと

ができる

② 地域密着型サービスの対象となるサービスについて

現時点では、以下のようなものを想定しているが、今後、地方自治体と意見交換をしつつ、11月の全国介護保険担当課長会議には最終案をお示ししたい。

○ 新しいサービス

「小規模・多機能型」のサービス、「地域夜間対応型」のサービス及び「地域見守り型」のサービス

○ 既存のサービス

痴呆専用型デイサービス、小規模の居住系サービス（痴呆性高齢者グループホームを含む。）及び小規模の特別養護老人ホーム

③ 指定権限について

市町村長が指定権限を有することとし、指定の効果は当該市町村の被保険者にのみ及ぶこととする。したがって、例えば、ある地域密着型サービスの事業所を指定していない市町村の住民が当該事業所のサービスを利用する場合には、保険給付の対象とはならない。（詳細については、資料1を参照）

④ 指定の拒否について

市町村は、介護保険事業計画において、地域密着型サービスのうちの入居系又は居住系サービスについて、市町村全体及び生活圈域ごとに、当該サービスの種類ごとの必要定員総数を定めることとする。

市町村長は、地域密着型サービス（入居系又は居住系サービスに限る。）の指定申請があった場合において、当該申請に係る事業所又は施設の所

在地を含む市長村又は生活圏域における当該サービスの定員総数が、当該市町村の介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該生活圏域における当該サービスの必要定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者又は施設の指定によってこれを超えることになるかを認めるときは、指定をしないことができることとする。

⑤ 指定基準及び介護報酬の変更について

市町村長は、指定基準の変更及び厚生労働大臣の定める介護報酬の範囲内での介護報酬の変更を行うことができることとする。

⑥ 指導監督権限について

原則として、当該地域密着型サービスの事業所等の所在地の市町村の長が指導監督権限を有することとする。

⑦ 既に指定を受けている事業者等に係る経過措置について

制度施行の際既に都道府県知事の指定を受けている事業者等については、施行日に、その所在地の市町村長の指定があったものとみなすこととする。

また、当該事業者のサービスを現に利用している他市町村の住民に関しても、制度施行により利用に支障が生じないように、必要な経過措置を講ずることとしている。

⑧ 財源構成について

現行制度における居宅介護サービス費、施設介護サービス費等と同様の財源構成とする。

⑨ 公平・公正な運営を担保する仕組み

- 地域密着型サービスの指定、指導・監督については、公平・公正な運営を確保する必要がある。このため、各市町村に、「地域密着型サービス運営委員会」（仮称）を設けるものとする。
- 地域密着型サービス運営委員会と、介護保険事業計画作成委員会等との一体的運営を行うため、これらを総括する「市町村介護保険事業運営委員会」（仮称）を設けることとする。

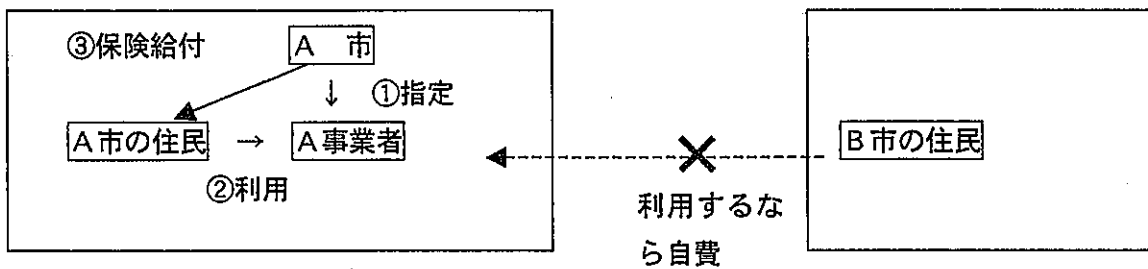
⑩ 都道府県の関与（指定時の市町村から都道府県への届出）

- 小規模特養を市町村の判断で自由に指定することとすれば、都道府県全体での特養定員のコントロールができず、過大な整備となってしまうことが考えられる。
- 市町村が地域密着型サービスの指定を行おうとするときには、都道府県に届け出るものとする。
- 指定時の届出を行うこととすることにより、届出を受けた都道府県は、市町村が指定を行えば老人保健福祉圏域における特養の必要入所定員総数を超えることが見込まれる場合には、指定を行わないよう、市町村に対して勧告することができるものとする。
- また、市町村が指定に係る事務、指定基準の策定及び報酬設定を行おうとする場合には、都道府県は意見を述べることができることとする。

(資料1) 指定について

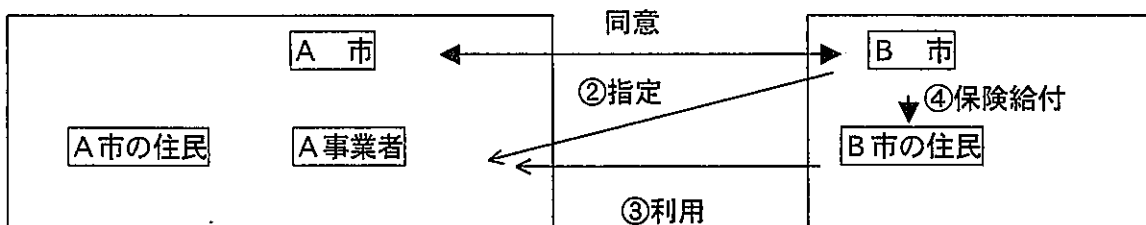
① 基本的な仕組み

- 地域密着型サービスの事業所のサービスを保険給付の対象として利用できるのは、当該保険者（A市）に属する被保険者（A市の住民）のみとする。他の保険者（B市）に属する被保険者（B市の住民）が利用しても、保険給付の対象とはしない。（その被保険者が、全額自費で利用）



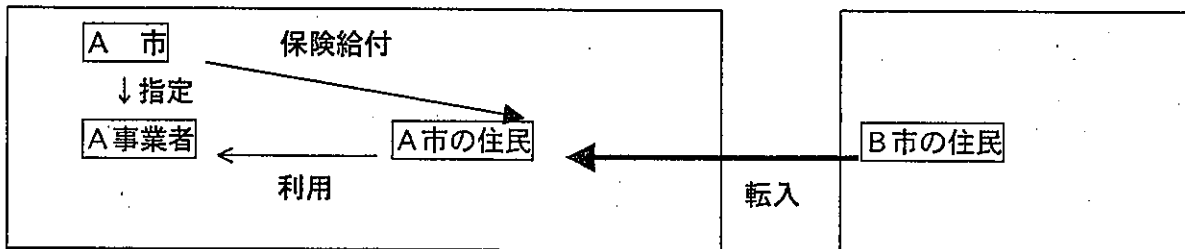
② 他市による指定

- B市が、A市に所在する事業所を指定することはできるものとする。ただし、A市におけるサービス利用に支障が生じないよう、A市の同意がなければB市は指定できないものとする。



③ 転入利用者の利用

- B市がA市に所在する事業所を指定していない場合であっても、B市からA市へ住民票を移して転入し、A市のサービスを利用した者に対しては、A市から保険給付するものとする。



※ 小規模特養について住所地特例を適用すると、B市から転入してA市の特養に入ったときでもB市から保険給付されることになるが、身近な地域での利用という地域密着型サービスの趣旨を考慮すると、小規模特養に入所する場合には、住所地特例を適用しないこととする。



## イ 居住系サービスの見直し

「居住系サービスの見直し」については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（介護保険部会報告）において、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためには、自宅生活が困難となった時の選択肢として、「施設」以外の多様な「住まい」を整備していくことが重要となる。このため、有料老人ホームやケアハウスといった「居住系サービス」について、地域や入所者のニーズの多様化を踏まえ、体系的見直しを行うことが考えられる」とされている。この報告や「2015年の高齢者介護」（平成15年6月）における意見等を踏まえ、高齢期における住み替え先としての住まいのあり方や介護、生活支援等のサービスの提供方法のあり方、現行制度の問題点、あるべき改革の方向性等について整理するため、現在、「介護を受けながら住み続ける住まいのあり方に関する研究会」（委員長：堀田力（財）さわやか福祉財団理事長、参考参照）において、検討しているところであり、9月中に報告を取りまとめる予定である。その詳細は、来月の課長会議でお示しするが、現在の同研究会の検討状況をお示しする。

### ①「特定施設入所者生活介護」の対象拡大

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするためには、介護が必要になったときに必要な介護サービスが介護保険から提供されることに加えて、高齢者の日常生活における様々なニーズが重層的に支えられるよう、安否確認、生活相談等の生活支援のサービスやバリアフリー、緊急通報等のハードウェアの機能を備えている、「高齢者向けの安心できる住まい」が求められている。

こうした在宅の高齢者に対する生活支援のサービスが住まいと一体的

に提供されている形態としては、介護保険施設以外に、シルバーハウジング（公営住宅、公団住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、痴呆性高齢者グループホーム等がある。

今後、特に都市部を中心として、独り暮らしや夫婦二人暮らしの高齢者が増加することが見込まれることから、必要な生活支援サービスやいざとなった時の介護サービスを受けながら安心して生活を続けられるよう、高齢期になってから「高齢者向けの安心できる住まい」に住み替える者が増えることが予想される。高齢期になって住み替えは、住み慣れた地域で最期まで生活するためには、いわば最後の住み替えであることを踏まえれば、介護が必要な状態になっても、こうした「高齢者向けの安心できる住まい」において、様々な生活支援サービスや必要な介護サービスが提供される仕組みが用意されることが求められる。

こうした観点から、現在でも、介護保険施設以外に、介護付き有料老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス等のいわゆる「居住系サービス」が、介護保険の給付対象となっており、これら以外の住まいに居住する要介護高齢者等については、訪問介護、訪問看護等の介護保険のサービスを外部から選択して利用できる仕組みが用意されているが、今後、例えば、シルバーハウジング（公営住宅、公団住宅）、高齢者向け優良賃貸住宅など「高齢者向けの安心できる住まい」についても、入居者に対して介護サービスを包括的に提供することを契約する場合であって、適切な介護サービスを継続的・安定的に提供することが確保されている等一定の基準を満たすものについては、「特定施設入所者生活介護」の対象に加えていくことを検討する必要がある、と議論されている。

また、入居者に対して介護サービスを包括的に提供することを契約する場合において、当該事業者が他の居宅サービス事業者に委託して外部からサービスを提供する方法であっても、基準・報酬を柔軟に設定することにより、「特定施設入所者生活介護」の対象に加えることが可能になるよう検討する必要がある、と議論されている。

## ②サービスの質の確保と利用者保護

「高齢者向けの安心できる住まい」の一つである有料老人ホームについては、その多くが終身利用権方式を採用しているため、事業者が倒産した場合等に住み続ける権利の保障が不安定であることや、入居一時金のうちの家賃前払い相当額の範囲、介護保険対象外の費用額の範囲等が不明確であること等の問題が指摘されている。

また、有料老人ホームについては、現行、食事の提供等を要件としているため、例えば、9人以下の高齢者を対象とした施設や、食事の提供を入居者が直接外部の配食サービスと契約することとしている施設等については、入居者の処遇に問題があったとしても、行政が関与する手段が限定されており、入居者保護の観点からの対応が必要となっている。

このため、「特定施設入所者生活介護」の範囲の見直しとあわせて、有料老人ホーム等の「高齢者向けの安心できる住まい」について、契約内容等の情報開示の徹底や、入居者の処遇に問題がある等の場合における権利保護のための仕組みの導入が必要である、と議論されている。

### (参考)

「介護を受けながら住み続ける住まい」のあり方に関する研究会について

## 1 研究の目的

「2015年の高齢者介護」（平成15年6月）において提起された、生活の継続性を維持するための新しい介護サービス体系の課題の一つである「自宅、施設以外の多様な「住まい方」（いわゆる第三類型）について、その具体的なあり方、現行制度の問題点、あるべき改革の方向性等について、学識経験者、地方自治体、有料老人ホームをはじめとする高齢者の住まいの関係者等からなる研究会を設置し、検討を行うものである。

## 2 研究実施主体

財団法人 高齢者住宅財団

## 3 委員名簿（順不同／敬称略）

委員長	堀田力	（さわやか福祉財団理事長）
	木間昭子	（国民生活センター相談調査部調査室 主席研究員）
	園田真理子	（明治大学理工学部建築学科助教授）
	高橋紘士	（立教大学コミュニティ福祉学部教授）
	武田雅弘	（特定施設事業者連絡協議会事務局次長）
	田村明孝	（(株)タムラプランニングアンドオペレーティング 代表取締役）
	新美まり	（品川区福祉高齢事業部長）
	丸山英氣	（中央大学法科大学院教授）
	宮澤一裕	（(社)全国有料老人ホーム協会理事長）
	森田文明	（神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉 課長）